

医療費控除の対象となる 介護保険サービス

確定申告の際に、介護保険サービス利用料は医療費控除の対象となる場合があります(下表)。

市長のこぼい

ねがいごと

一年の計は元日にあり、その意味を理解し実行している人はどのくらいいるだろうか。神頼みだけで新年を迎えてはいないだろうか。

昨年、事業や学業がうまくいった人も、あまりうまくいかなかった人も、それぞれ新たな気持ちで今年の計画を立て、スタートラインに並ぶのである。常に前向きに、この切り替えをしっかりとやることを皆さんにもお勧めする。その上での神頼みなら、さらに効果があるのではないだろうか。今年も市政に多大なるご支援、ご協力をいただきたいと思います。

小平市長
小林正則

領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告してください。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件に該当する場合は、小平市が交付する確認書で代用することができます。

交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係に問い合わせてください。

医療費控除の対象となる介護保険サービス

対象となるサービス	対象となる金額
施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
福祉系 訪問介護(生活援助を除く) 訪問入浴介護 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(ショートステイ)	1割自己負担額 ※居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、医療系介護サービスと併せて利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の居住費・食費は控除の対象となりません。
医療系 訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 通所リハビリ(デイケア) 短期入所療養介護(ショートステイ)	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ※保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)も控除の対象となります。
	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件に該当する場合は、小平市が交付する確認書で代用することができます。

交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係に問い合わせてください。

都市農業 基本構想の 見直しを開始

12月22日に小平市都市農業基本構想懇談会が開催され、農業の振興に向けた諸

新たな基本構想は、懇談会での検討を経て、平成19年3月に策定する予定です。

小平市都市農業基本構想懇談会委員

氏名	所属など
○ 飯田 幸一	小平市農業委員会会長
井出野 勉	東京都農業振興事務所農務課地域計画担当係長
尾崎 一三	小平市観光農業協会会長
粕谷 英雄	市民公募委員
金子 義和	市民公募委員
岸 源三	市民公募委員
北沢 俊春	東京都農業会議業務部長
佐藤 純一	東京むさし農業協同組合代表理事組長
高橋 清一	小平市園芸組合組長
福島 和宏	東京むさし農業協同組合小平地区青壮年部部長
◎ 淵野 雄二郎	東京農工大学農学部教授
前田 三郎	市民公募委員
水口 和恵	小平市消費者団体連絡会

◎…座長、○…副座長。
※ 敬称略、50音順。

国民年金

保険料の集合徴収と 年金相談

国民年金の第1号被保険者(自営業者など)とその配偶者(自営業者など)と国民年金に任意加入している方は、保険料を毎月、ご自身で納めていただくことになつていきます。

保険料の納め忘れがあるなど、受給する年金額が少なくなったり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。

また、年金を受給するためには、25年以上の納付期間が必要です。保険料は忘

2月の タウンミーティング

タウンミーティング(市民と市長の対話集会)では、市民の皆さんの疑問や提案を、市長が直接お聞きします(左表、上水南公民館会場を追加)。

とき	ところ
2月4日(土)	鈴木地域センター
2月18日(土)	小川東第二地域センター
2月25日(土)	上水南公民館

※時間は、いずれも午後7時～9時です。

審議会などの 日程

それぞれ、傍聴できます。

◆第2回 住居表示整備審議会
とき 1月25日(水)
午後2時～4時
ところ 市役所3階庁議室
定員 7人
議題 これからの住居表示整備計画について
申込み 当日、午後1時40分に、問合せ先で受付(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 市民課 ☎(346)95200

◆第3回 国民健康保険連合会
とき 2月1日(水)
午前10時から
ところ 市役所5階503会議室
申込み 当日、会場へ
問合せ 指導課 ☎(346)9572

◆第5回 総合的な交通体系のあり方懇談会
とき 1月23日(月)
午前10時～午後4時
ところ 市役所5階501会議室
持ち物 年金手帳、通知はがきなど保険料関係書類
問合せ 武蔵野社会保険事務所国民年金保険料課 ☎(422)1411

◆第1回 学校介助員検討委員会
とき 2月1日(水)
午前10時から
ところ 市役所5階503会議室
申込み 当日、会場へ
問合せ まちづくり課 ☎(346)9554

◆第2回 緑地の整備方針(案)意見、提言を募集
東京都および各市区町村が共同で都市計画公園・緑地の整備を計画的・効率的に進めるため、整備方針の策定を進めています。今

昭和病院組合 職員募集

募集職種、応募資格、採用予定人数など、左表のとおり試験案内・申込書などの配布 問合せ先で配布
※ホームページ(Url: www.kouritsu-showa.jp)からダウンロードできます。
※詳細は、採用試験(選考)0052内線2248

試験	選考	職種	応募資格	採用予定人数	試験第一次
薬剤師	福祉相談	看護師、または助産師(助産師を含む)	社会福祉士の資格を有し、病院などにおいて福祉相談(医療ソーシャルワーカー)としての職務経験が5年以上ある方(平成18年4月1日現在、満40歳未満の方)	1人程度	2月5日(日)
			※本人の所得により支給制限があります。 ※老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合は、その受給額相当は支給されません。		2月19日(日)

系のある方懇談会
平成17年6月から行ってきた懇談会も今回で最後になります。今まで検討してきた市内の交通体系のあり方、解決策のまとめを行います。

回、先に公表した「中間のまとめ」に対する意見などを参考に、今後、優先的に整備する予定の公園・緑地などを掲載していきます。
内容は、東京都都市整備局のホームページや、問合せ先でご覧になれます。
ご意見、ご提言を、1月31日(火)までに、東京都都市整備局へお寄せください(送付、ファクシミリ、電子メール、ホームページ可)。
問合せ 東京都都市整備局公園緑地計画担当(〒163-8001) ☎(538)3264、☎(538)1354、電子メール S0000180@section.metro.tokyo.jp
▽水と緑と公園課 ☎(346)9830、☎(346)9513